



令和6年分年末調整手続きのポイントQ&A

年末調整は、給与所得者の所得税額を正確に計算し、源泉徴収税額との過不足額を精算する手続きです。令和6年分の年末調整では、定額減税（所得税分）に係る「年調減税事務」が必要です。例年よりも早めに手続きを進めましょう。

Q.令和6年分の年末調整手続きと例年との違いは。

A. 定額減税は、年初に提出された「扶養控除等申告書」等の配偶者や扶養親族の人数に基づいて実施されました。既に多くの人が今年6月1日以後の給与等から減税額（所得税分：1人当たり3万円）を控除されていますが、これはあくまで「仮の減税額」のため、年末調整で減税額を確定させて過不足額を精算する手続き「年調減税事務」が必要となります。例年通りの年末調整手続きによって、扶養、配偶者等、保険料、住宅ローン等を控除して算出した「①年調所得税額」から「②年調減税額」を控除し、「③年調減税額控除後の所得税額」に102.1%を乗じて復興特別所得税を含む「④年調年税額」を算出し、源泉徴収税額との過不足額を精算します。

Q.「年調減税事務」で注意すべきことは。

A. 年調減税額を控除する対象者は、年末調整の対象者です。従業員から提出された「扶養控除等申告書」や「基礎控除申告書」「配偶者控除等申告書」等を基に、年末調整時点において定額減税の対象となる従業員、同一生計配偶者、扶養親族の人数等に変更の有無を確認し、「②年調減税額」を計算します。賃上げや最低賃金の引き上げ等によって所得が増加し、対象外となる人もいるのでよく確認しましょう。以下に該当する場合は注意が必要です。

令和6年6月以後の給与では対象とならず、定額減税の対象となる人

- 同年6月2日以後に採用した従業員
- 同年6月以後、結婚・出生等があった従業員（同一生計配偶者・扶養親族分）

令和6年6月以後の給与等で減税されたが、年の途中で定額減税の対象ではなくなり、減税分が徴収となる人

- 給与所得以外の所得を含めた合計所得金額が1,805万円を超えた従業員
- 年の途中で出国し非居住者となった人
- 同一生計配偶者・扶養親族ではなくなった人（就職、離婚、所得が48万円超等）

同一生計配偶者 ※「扶養控除等申告書」に記載された人の他、次のいずれかに該当する人も含まれます

- 「配偶者控除等申告書」に氏名が記載された「控除対象配偶者」（居住者であること）
- 合計所得金額が48万円以下の配偶者のうち、年調減税額の計算に含める配偶者として「年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載された配偶者

16歳未満の扶養親族

- 16歳未満の扶養親族は、「扶養控除等申告書」の「住民税に関する事項」または「年末調整に係る定額減税のための申告書」で確認します

参考文献：「事務所通信2024年12月号」（TCK出版）

